

四万十町立ひかり保育所

重要事項説明書

令和 8 年 4 月

保育・教育の提供を開始するにあたり、当保育所が保護者等に説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設の概要

名 称		四万十町立ひかり保育所
所 在 地		高岡郡四万十町替坂本 41-5
設 置 主 体		四万十町
施 設 長 氏 名		田村 美江
電 話 ・ F A X		0880-22-9701（FAX 兼用）
認 可 年 月 日		平成 24 年 3 月 1 日
認可定員		45 人 (利用定員 0 歳 3 人 1-2 歳 12 人 幼児 30 人)
園舎	構 造	木造 平家建
	敷地面積	2,816.76 m ²
	延床面積	580.84 m ²

2. 施設の目的・運営方針等

《目的》

児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、保育目標や保育実践課程に沿って乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

《保育目標》

一人ひとりが自分らしさを発揮し、主体的に遊ぶ子ども

《保育方針》

- 子どもの好奇心や自発性を尊重する
- 子どもの人権を尊重して自立心を養う
- 子ども同士の学び合いを大切にする

《めざすこども像》

- 自然に親しみ、健康で生き生きとした子ども
- 自ら考え、意欲的に取り組む子ども
- 仲間と協力し、思いやりのある子ども
- 豊かな感性で伸び伸びと表現する子ども

3. 提供する特定教育・保育の内容

《保育所年間行事》

月	行事内容
4 月	入園式・家庭訪問
5 月	こいのぼり運動会・各種検査・歯科検診・内科検診
6 月	保育参観・愛園作業
7 月	プール開き・夕涼み会
8 月	プール参観・プールじまい・カレーパーティー
9 月	敬老会・窪川荘慰問(地域)
10 月	運動会・楽民ピック参加(地域)・親子遠足・個人面談
11 月	保育参観・お店やさんごっこ
12 月	クリスマス発表会
1 月	記念撮影
2 月	豆まき・一日入学・おわかれ遠足・お別れ会
3 月	ひな祭り・卒園式

* 毎月の行事・・・誕生会、避難訓練、交通安全指導

* 定期の行事・・・身体測定、防犯教室、

* 年長児の行事・・・CIR との交流、保小交流活動、フッ素洗口(4, 5 歳児)

《保育所の一日》

乳児（0～2 歳児）		幼児（3～5 歳児）	
7:30	開園 順次登園・視診	7:30	開園 順次登園・視診
9:00	朝おやつ		荷物整理・準備
10:00	保育活動（あそび） 食事の準備	9:30	保育活動（あそび） 食事の準備
11:10	昼食 戸外遊び	11:15	昼食 戸外遊び
12:20	午睡	12:30	午睡
15:00	起床・おやつ 戸外遊び 降園準備	15:15	起床・おやつ 戸外遊び 降園準備
16:30	短時間保育終了	16:30	短時間保育終了
18:30	標準時間保育終了 閉園	18:30	標準時間保育終了 閉園

4. 職員体制

職種	人数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1	0	
主任保育士	2	2	0	2歳クラス担任、フリー
保育士	6	5	1	各クラス担任、支援加配、代替
保育補助者	5	3	2	支援加配、補助
調理師	3	2	1	給食調理(内1名、4時間パート)
看護師	0	0	0	
用務員	0	0	0	
その他	1	0	1	時差対応パート職員
合計	18	13	5	

※常勤及び非常勤の数は内数

5. 開所日及び開所時間

開 所 日	月曜日～土曜日
開 所 時 間	7:30～18:30
短時間保育時間	8:30～16:30
休 所 日	日曜祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

- 標準時間保育については、7:30～18:30の範囲内で勤務時間＋通勤時間の利用ができます。
- 短時間保育については、8:30～16:30の範囲内で利用ができます。
- 土曜日の午後保育については、両親ともに仕事で他に児童をみる方がいない場合のみ利用できます。
- 標準時間保育の認定を受けている場合についても、平日に保護者が休みの場合は16:30のお迎えにご協力ください。

6. 保育所利用料

保育所利用料（保育料）は、保護者等の税情報を基に四万十町長が決定します。毎月の保育料に関する事項については、四万十町教育委員会生涯学習課までお問い合わせください。

なお、保育料は児童に支給する給食費、保育材料等の日常経費や運営費（各施設の事務費、管理費、人件費等）の大切な財源となるものです。定められた納期内に納付頂くようお願いします。

7. 利用に関する事項

《登降園について》

主に下記のことを準備して登園して下さい。

毎日持参	定期持参
【幼児】・歯ブラシ及びコップ ・ハンドタオル（2枚） ・汚れ物を入れるバック ・出席ノート ・水筒、弁当、箸、など 【乳児】・連絡帳 おむつ ・水筒 おしぼり エプロン等 ・汚れ物入れバック	・午睡用布団 ・パジャマ ・着替え ・上履き（幼児のみ） ・絵本用袋

○毎日の登園は動きやすい服装と履物をお願いします。

○午前 9 時までに登園して下さい。病院受診等で遅れる場合には、同じく午前 9 時までにはご連絡をお願いします。

○欠席される場合にも午前 9 時までにご連絡下さい（給食準備の都合があります）。

○行事等により上記以外で持参が必要なものがある場合等については、別途園だより等でお知らせ致します。

○土曜日の保育について、午後保育のないお子さんについては午後保育児童の昼食の関係上、12 時までのお迎えをお願いします。

《健康管理について》

内科検診及び歯科検診を年 2 回実施しています。検診当日に欠席の場合には、個別に受診をお願いします。

また、尿検査及び検便も年 1 回実施しています。毎年 4 月～5 月頃に容器を配布しますので、ご家庭での採尿、採便のご協力をお願いします。

項目	医療機関
内科検診	澤田由紀子医師
歯科検診	かつみ歯科
尿検査及び検便	株式会社スペック

《保育中の体調不良等について》

○保育中、調子が悪そうなお子さんは検温を行い、37.5 度以上となりましたら保護者に連絡します。38 度以上の場合にはお迎えをお願いします。

○発熱のほか、食欲、顔色、咳、下痢、怪我等の状況によってはお迎えのご相談をさせて頂く場合があります。

《給食について》

毎月の献立表を作成して配布します。

年齢	内容
0 歳児	ミルク 月齢に応じた離乳食 おやつ
1・2 歳児	完全給食 午前・午後のおやつ
3～5 歳児	主食を持参していただく副食給食 午後のおやつ

○乳児は年齢に合わせてスプーンやフォークを持参して下さい。

○幼児は家で食べている量のご飯をお弁当箱に入れ、お箸を一緒に持参して下さい。

○医師が食物アレルギーと診断した場合、アレルギー除去食を提供しています。必要となる場合には指示書等の提出をお願い致します。

《薬の服用について》

○医師の処方により日中の服用が必要な場合はお預かり致しますので、登園時に1回分をお持ち下さい。必ず与薬票と一緒に保育士へ手渡しをお願いします。

《怪我について》

○十分に注意を払い保育を行っておりますが、集団生活ですので擦り傷、ひっかき傷、噛みつき等を避けられない場合がありますのでご理解下さい。

《苦情解決処理について》

○日常の保育に関すること等で納得できない事がありましたら、お申し出下さい。苦情受付担当は主任保育士となっています。

○保育所に申し出いただくほか、苦情相談員に直接相談いただくこともできます。

○問題解決に向けては、苦情解決責任者である所長が責任を持って行います。

○問題の解決、改善等に真摯に取り組み、同様の苦情再発防止に努めます。

8. 緊急時における対応

保育中、前述の「保育中の体調不良について」の記載事項のほか、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が発生した場合には、保護者緊急連絡先へ連絡を行います。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、保育所が責任を持ってしかるべき対処を行う場合がありますので、予めご了承下さい。

<近隣の緊急連絡先>

嘱託医	澤田由紀子医師
警察署	窪川警察署（0880-22-0110）
消防署	四万十清流消防署（0880-22-0001）

なお、病院受診が必要となる怪我等に備えて、下記保険に加入しています。

保険種類	日本スポーツ振興センター法に基づく災害給付
保険内容	保育中のけがや事故が発生した際、その治療費に対する災害給付金の支払いを行うもの
支給金額	負傷・疾病：原則医療負担額の 4/10 ※その他障害見舞金等あり
掛金負担	全額公費負担（保護者負担はありません）

9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

災害発生時には、関係機関への通報及び連携体制を整備し職員間での情報共有を図っています。また、近い将来必ず発生すると言われている南海トラフ地震に備え、月 1 回程度の避難訓練を実施しているほか、災害、防犯のための必要な訓練を適宜実施しています。

防火管理者	所長 田村 美江
消防計画届出年月日	四万十清流消防署 令和 8 年 5 月 20 日

10. 虐待の防止に関する事項

当保育所では、児童虐待を無くし子どもの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを発見した際には関係機関への連絡を行います。

なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときには、児童相談所（電話 189）または四万十町役場（健康福祉課・生涯学習課）まで連絡をお願いします。

11. その他特定教育・保育施設の運営に関する事項

《利用の終了について》

次の場合は保育の提供を終了します。

- 1.利用児童が小学校に就学したとき。
- 2.児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- 3.その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

《児童の送迎について》

保育所への登降園については、保護者の責任において行って下さい。

《保育時間について》

定められた標準時間保育、短時間保育の開始、終了時間を守って下さい。